

JICA環境社会配慮ガイドライン第13回フォローアップ委員会

日時 平成16年8月26日（木）午前9時30分開会

場所 JICA本部 11GH会議室

◇出席委員 (敬称省略)

共同議長／委員	原科 幸彦	東京工業大学総合理工学研究科教授
委員	村山 武彦	早稲田大学理工学部複合領域教授
共同議長／委員	石田 恭子	環境・持続社会研究センター
委員	松本 悟	メコン・ウォッチ
委員	神崎 尚美	FoE Japan
委員	片山 徹	社団法人海外環境協力センター専務理事
委員（代理人出席）	高梨 寿	社団法人海外コンサルティング企業協会次長
共同議長／委員	作本 直行	アジア経済研究所開発研究センターワーク次長・法制度研究グループ長
委員（代理人出席）	星 明彦	外務省経済協力局無償資金協力課
委員	藤森 祥弘	国土交通省総合政策局国際建設室大臣官房参事官
委員	田中 聰志	環境省地球環境局環境協力室長
	富本 幾文	独立行政法人国際協力機構企画・調整部次長 兼 環境社会配慮審査室長
	上條 哲也	独立行政法人国際協力機構企画・調整部 環境社会配慮審査室チーム長

◇欠席委員

委員	吉田 恒昭	東京大学新領域研究科国際環境協力コース教授
委員	川村 曜雄	APEC モニターNGO ネットワーク
委員	西井 和裕	フィリピン情報センター
委員	澤井 克紀	国際協力銀行環境審査室環境2班課長
委員	植澤 利次	外務省経済協力局技術協力課長
委員	石場 裕	農林水産省大臣官房国際部海外技術協力課長
委員	根井 寿規	経済産業省貿易経済協力局技術協力課長
委員	小川 晴基	国土交通省総合政策局国際業務室大臣官房参事官
委員	田中 研一	独立行政法人国際協力機構国際協力専門員

注) 委員以外の発言者

水上 正史 (JICA企画・調整部長)

武井 耕一 (JICA総務部法務チーム長)

上垣 素行 (JICA無償資金協力部管理チーム長)

◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇

○ **原科共同議長** では開会しましょう。今日は最終回なので二人で進めさせていただきます。異議申し立て制度について、まず最初に、事務局からご説明を。

○ **事務局 上條哲也** (以下 上條) JICA の上條です。それでは、今日の資料の説明をさせていただきます。

まず、13-2 はずっと議論している要項の案です。13-3 が、前回も議論いたしました、フローのところを一部修正しましたので、つけてあります。あと、13-4 と 13-5 は原科先生が書かれた論文のコピーです。以上が添付して配布している資料です。

13-2 の要項の案を見ていただきまして、前回議論して修正しているところ見え消しで示しております。それでは、修正したところを簡単に説明いたします。

まず、「趣旨」と「目的」は特に変更点はございません。

3 番の「構成」(2) のところで、審議役のかたを公募の上委嘱するのだということで、「公募の上」という言葉を加えてあります。あとは特に修正はありません。

4 番の職務のところも修正はありません。

5 番も修正はありません。

6 番の「異議申立審議役の権利と義務」の、最初のほうの(4)ですが、ここは前回当たり前だということで、「JICA の施設・設備を利用すること」は削除してあります。

次は情報のことなわけですけれども、(4)ですが、職務外で使用しないという趣旨で修正するということで、「職務上提供を受けた情報を4.で定めた職務の目的以外に用いないこと」という言葉に修正しました。

7 番は特に修正はありません。

8 番も修正はありません。

9 番は異議申し立ての期間ですけれども、ここも前回議論したところですが、最後の行の※印のところで「カテゴリ A 案件の全てと B 案件のうち必要と認められるもの」という趣旨で、「の全て」という言葉を加えました。

10 番の手続きのところは特に修正はありません。

11 番の「申立書の内容」ですが、ここは(7)で「協議」という言葉を使っていましたのですが、少し広く取ったほうがいいのではないかということで、「やりとり」という言葉で「協議」や「対話」という言葉をそれぞれ置き換えていました。

(8) 番も同様で、「協議」という言葉を「やりとり」という言葉にしています。あと、JICA の「現地事務所」というような言い方をしていたところを、すべて「在外事務所」としています。また、「担当部署」という言葉も抜けているところは足してあります。(8) 番は以上です。

12 番は特に変更点はありません。

13 番の「情報公開」のところは、「個人情報・法人情報その他の」という言葉をすべて取っています。「法に基づき」というところを「法令」という言葉にしました。「法令に

基づき」ということです。あとは、先ほどと同じですが、JICAの「在外事務所」という言葉で統一してあります。それで（1）と（2）を同様に修正してあります。

14番は特に修正はありません。15番も修正はありません。

16番の事務局ですが、そこは「事務処理をするため」というところを「職務遂行を支援するため」という言葉に置き換えました。17番も特に変更点はありません。

あと、別紙の表現の扱いなのですが、ここも前回議論したとおり直しまして、「異議申立の受付期間の終了後、環境社会配慮ガイドラインに対する指摘がなされた場合は、環境社会配慮審査室が受け付け、必要な場合は異議申立審議役の意見を参考に所要の対応を検討する」という表現に修正しました。

あとは、10番の「異議申し立ての手続き」で、別添ということでいろいろな事例をつけているのですが、そこを本文の修正に即して修正してあります。別添1のところは「異議申立審議役」という名前に修正したり、2番のところであれば「重大な」という言葉を削除して、「蓋然性があると考えられる」としてあります。

「4. ガイドライン不遵守と被害の因果関係」も削除してあります。

6番は、これも本文をならいまして「プロジェクト実施主体とのやりとりの事実（日時、対応者、対応の内容）」という言葉に修正してあります。

7番は、「JICA 担当部署とのやりとりの事実」ということで、これも本文に即して修正してあります。

次のページですが、別添2も、「受領通知例」ということで、「異議申立審議役」という名前を修正したり、本文に合わせて「受領」という言葉を使ったり、本文に即して修正してあります。

別添3も同様で、「受領」という言葉に直したり、「異議申立審議役」という言葉に直したり、「個人情報・法人情報その他」という言葉を削除したりしてあります。

次の別添4も同じように「異議申立審議役」という言葉と、あとは「受領」という言葉に修正してあります。

別添5もまた同様で、「異議申立審議役」という言葉と「受領」という言葉を直し、「個人情報・法人情報その他の」という言葉を削除してあります。

別添6も同じようにして、「異議申立審議役」という言葉を使うことと、あと、ここはちょっとケアレスミスで「案件名」という言葉が抜けていましたので「案件名」という言葉を入れました。

別添7も、「異議申立審議役」という言葉に換えてあります。

以上が13-2の修正したところです。

- **原科共同議長** どうもありがとうございました。それでは、早速ご意見を頂きたいのですが、1ページは問題ないですね。「公募の上」という1か所だけです。2ページから。はい、どうぞ。

- **藤森委員** 2ページの10の一番下の「申立人は、申立書を書面（別添1）で異議申立

審議役に提出する」という、「別添1」というのは、これはこの書き方ですと、別添1のとおり出さなければいけなくなるのですが、先ほどの別添1は「例」になっていますので、これは「別添1参照」か何かにしておいたほうが。あと全部「別添」がそうなのです。そうしないと、このとおり出すというと、極めて硬直的になってしまいますので、弾力的にやるべきなのではないかと思います。

- **原科共同議長** 別添1が例であるということが分かるような表現にすると。参考だと何かちょっと制約が有るような感じがしますか。
- **藤森委員** いえ、参考は参考ですので、参考でいいと思いますけれども。
- **原科共同議長** では、(別添1参照) で。
- **藤森委員** あと、全部書面によるところはすべて同様なのです。
- **原科共同議長** では、ちゃんと。今のご指摘はよろしいでしょうか。別添1参照。
- **上條** では別添2も同じように、別添2参照で。
- **原科共同議長** はい、同じということで。それでは、私は6の(4)ですが、「職務の目的以外に用いないこと」、確かに、「みだりに」というような表現があつたと思うのですが。
- **上條** そこなのですが、「みだりに」という言葉をつけなくても、当然「職務の目的以外に用いないこと」だけで十分意味は通じると理解したのですけれども。みだりであろうが、みだりでなかろうが・・・。
- **原科共同議長** でも、ちょっと田中聰委員のおっしゃったことについて。
- **田中聰委員** 私のほうから後でご意見を申し上げたのですが、前回会合での発言は、原文のように「他に漏らさないこと」だけだと、松本さんが心配されたように、何か正当な業務に関しても、差し障りがあるように取られかねないので、そうだとすると「みだりに」をつければどうかという趣旨だったのですが、現在の案のように「目的以外に用いないこと」に「みだりに」をつけるとおかしなことになりかねないので、逆にやめたほうがいいのではないかと、後からご意見を申し上げたものです。
- **藤森委員** 今の「みだりに」という言葉ですが、「目的以外に使用すること」に「みだりに」をつけた場合は、内容に当たらない場合は使っていいというニュアンスが出てくるのではないかでしょうか。これだと、どんなことがあっても、いかなる目的、趣旨であつてもだめということですね。「みだりに」をつけると、何らかの目的で、みだりでなければいいのかというようなことが全体に残ってしまうのですが、これは明確でいいのではないかと思いますけれども、田中委員、どのようにお考えでしょうか。
- **田中聰委員** ですから、申し上げたように、「他に漏らさないこと」というのが原文だったので、それに「みだりに」をつけたらどうかというのが前回の議決だったと。今のものだとつけないほうがいいというのが私の意見です。
- **原科共同議長** 他の方はいかがでしょうか。この前の表現と違いますが、この表現でよろしいでしょうか。

では、よろしければ、次のページにまいりましょう。3ページは直したところはないで

すね。4ページ。はい、どうぞ、神崎委員。

- **神崎委員** 11の(8)の部分なのですが、一つこれは変えたほうがいいのではないかと思ったのが、この間「協議」や「対話」をすべて「やりとり」という表現に換えたと思いますが、この(8)の下から3行めのところに、「在外事務所との対話」というところが残っていますので、これは「やりとり」に換えたらいいと思います。
- **原科共同議長** そうですね。これはいかがでしょう。残したのではなくて。
- **神崎委員** 残したというわけではなく、ただ・・・。
- **原科共同議長** ミスですか、上條さん。
- **富本** これは単純なミスですね。
- **原科共同議長** これは「やりとり」になるのですね。
- **神崎委員** それと、地元の異議申し立てを行う住民がやりとりをする相手は、在外事務所でもいいし、担当部署でもいいということだと私は理解をしていまして、恐らく在外事務所に最初に行かれるのだと思うのです。ですので、(8)のタイトルの部分に両方入れたらどうかなと思います。
- **原科共同議長** タイトルですね。
- **神崎委員** はい。在外事務所または・・・。
- **原科共同議長** タイトルに入れて。文章中はそうなっていますね。文章は「在外事務所又は担当部署」という表現になっています。
- **神崎委員** 文章中はそうなっていますが、タイトルにも、どちらでもいいということを明確にするために、両方入れてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。
- **原科共同議長** これはいかがでしょう。
- **松本委員** JICAとのやりとりでは。
- **神崎委員** JICAとのやりとり。
- **原科共同議長** JICAとのやりとりでいいのでは。
- **松本委員** そうですね。
- **原科共同議長** 担当じゃなくて、「JICAとのやりとり」で。他に何かありますか。では、内容は中に本文で「在外事務所又は担当部署」と書いてありますので、見出しを「JICAとのやりとり」にしましょうか。「JICAとのやりとり」にすると、これ以外の方法でもいいわけですね。とりあえずは「在外事務所又は担当部署」ですが、他にアクセスのいいところがあれば、広がりますから。
- **神崎委員** はい。
- **原科共同議長** では、「JICAとのやりとり」でよろしいでしょうか。神崎さん、よろしいですか。
- **神崎委員** はい。それともう一つなのですが・・・。
- **原科共同議長** ちょっと待ってください。上條さんもよろしいですか。
- **上條** はい。いいと思います

- **原科共同議長** では、そういうことにします。
- **神崎委員** 3行目の部分、これは单なる漢字か平仮名かという問題なのですが。
- **原科共同議長** ここは漢字になっていますね。漢字を使いますか。平仮名で統一するか。いかがでしょう、「やりとり」の部分。
- **松本委員** 2点確認ですが、今神崎さんが話した（8）の下から3行目、「JICA の広報部署は」なのですが、これは確認なわけですけれども、外からの問い合わせに対応するというのは、これは JICA では「広報部署」と呼んでいると。これは、具体的には例えば広報課ということになっているのか、例えば JBIC でいうと、広報課というのはあくまでも JBIC の活動を宣伝する場所であって、外から苦情とか、あるいは何か疑問が呈された場合は、通常報道のほうに行くのです。したがって、ここでいう「広報部署」ということが何か、これでいいのであればいいのですが、確認をさせてほしいのです。外から意見が出された場合、受け入れるところが JICA のどこなのか。

それから2点目は、「13. 情報公開」の（1）ですが、「法令に基づき」とありますけれども、日本の法令ということでよろしいのかどうか、それも確認させてほしいと。私は日本の法令でいいと思うのですが、もちろん現地の法令というふうにとらえることも可能ですので、確認したいということです。

- **上條** 最初のほうのご質問（8）の下から3行目の広報部署のことですが、ここでは、もしも案件の担当者とかそういうことをステークホルダーのかたがご存じであれば、当然そこに連絡が行くのだと思うのですけれども、何もよく分からぬでコンタクトしてくることを想定しているのです。そうなった場合は、どこに電話が入ってくるかもよく分からぬし、ホームページにポーンと入ってくるかも分からぬということなのですが、そのときに、まずうちでいえば総務部の中の広報チームというものがあるのですけれども、そこにまず連絡が行って、そこがいろいろな関係するところにちゃんと案内をするということを記載しています。ですから、想定しているのは総務部の広報チームということになります。

- **原科共同議長** よろしいですか。二つ目は。

- **上條** 二つ目のほうは、ここで想定しているのは、これはもちろん JICA の事業は相手国を支援する事業ですので、ここで出す情報に不開示があるのかないのか確認しなければいけないわけです。もちろん日本の法令もあると思いますけれども、情報の内容にもよるとは思いますが、相手国に確認する必要があると審議役のかたが判断すれば、それは相手国の法令でも確認することになると思います。

- **松本委員** それは日本の情報公開法でいえば、国家間の関係に支障を与えないというのは日本の法律の中に入っていることで、日本の法律ということでこれはいいのかなと思ったのですが。

- **富本** 今おっしゃったとおり、基本的には JICA の事業も、それから JICA の異議申立審議役も日本の法令に拘束されるということですから、そういう対外的な配慮も含めて、日

本の法令に基づくということでおろしいのではないですか。

- **原科共同議長** では、原則、日本の法令という解釈でよろしいですか。それにも配慮するということを加えますか。
- **武井** 法務チームの武井ですけれども、基本的には、おっしゃったとおり日本の法令を念頭に置いて取り組みたいということですが、JICAの事業を海外で行った場合に、その国の法律に触れることはもちろんないように努力をするという部分もあります。かりに私たちは、どういう国に情報についての法令があるか知りませんが、ある国でこういうことをすると法に触ると分かっていれば、それは触れない形でやるべきだということで、メインは日本の法令ですが、外国の法令の場合もある程度は配慮しないといけないところで整理しておいたほうがいいのかなという気がします。実際に外国で法令があると分かっていて開示して、そのときの責任は恐らく審議役だけではなく、JICAも当然つるされるので、そこは日本であろうが、外国であろうが、法律に違反するというのは基本的によくないということで、分かっていれば外国の法令ももちろん配慮して情報公開するということだと。
- **松本委員** 私が気に入っているのは、審議役が毎回毎回その国にどんな法律があるかとかを気にしながら、それをある種義務として遵守することはかなり大変なことなのではないかと思うのです。なので、ここで定めることは少なくとも日本のその情報公開法を考えれば、微妙な情報については相手国の政府にも問い合わせるでしょうし、それをしていれば、万が一相手国の法令上この情報は本当は出されたら困ったというのが後から分かった場合でも、日本の情報公開法でやるプロセスをちゃんと踏んでいれば、審議役としては特に責任を問われることはないという意味ではないか。これを現地の法律としてしまうと、審議役が実務上でけっこう大変なのではないかという気がするのです。
- **藤森委員** 松本委員のご意見に賛成です。法令というのは、日本のように成文法に基づいてでき上がっている法体系はいいのですが、アングロサクソン系の、判例を法令のように扱うところでは、やはりこれは法令ですから判例は入らないですね。そうすると、これはマレーシアや旧イギリス系の国ですと、相手の国の法令だけですと完全に配慮しきれない部分が出てきますので、もしも今 JICA の事務局のほうでもご質問あったりするのであれば、法令だけではなくその他の関係規定など、何かそういう形でないと非常に複雑になりますので、ご議論いただいている皆様がたの頭の中は日本の法令を前提にしていますし、「ほうれい」の「れい」でも「例示」の「例」というものがあります。法律の取り扱いのしかたの法例というのがあるのですが、ここは「法令」と書いた以上、これは法律政令、これはあくまでも日本のものに限ったほうが整理がしやすい。もしも外国のほうも配慮するなら、「法令および相手の国の事情」とか、そのようなことを列記すべきではないかと思いますが。実態上、今のご質問は、きっと運用できないのではないかと思います。
- **原科共同議長** ありがとうございました。
- **作本共同議長** 日本で情報公開することですから、日本の法令に準拠するという

のは当然だと思います。そこで、私もつい相手国のことを見てしまうのですが、それはやはりやってはいけないのであって、考るに越したことはないですけれどもあくまでも参考する程度で、日本の法令ということを、明確にうたうかどうかは別としましても、考えていくということで十分なのではないかと思います。

- **富本** 松本委員から異議申立審議役がいちいちそういうことを調べるのは大変だということで、後ほど事務局でも話がありますけれども、こういったところについては、職務遂行を支援するという趣旨ですので、そういった国の事情をJICAのほうとしても把握したうえで、異議申立審議役を補佐したい、支援したいと思います。

それから、これとは別ですが、ガイドラインにつきましても、情報公開についてはあらかじめ相手国といろいろ了解を取りますので、そういった中にはこういうことも含めておられます。ただ、ここで言っているのは個人情報とか、要するに人権にかかる部分です。これはどの国でも基本的にはそういうものは開示しないということだと思いますし、それ以外の、例えば非常に特殊な国の中で特殊な状況で開示してはいけないというようなものについては、少し検討しなければならない部分もあると思いますけれども、基本的には個人情報や法人情報の中で、非公開にすべきものというのはかなり国際的にスタンダードはあるのではないかと思いますので、さほどここで心配する必要はないのではないかと思います。先ほど法務室のほうから言いましたように、できるだけそういった国々とのトラブルが起こらないような形で、こういった事業を進めていくための体制を整えていきたいと思っております。

- **松本委員** 結論としては、日本の法令がベースだけれども、当該国の法律についてもできる範囲で確認をして、違反がないようにということですね。努力目標と考えていいわけですね。

- **富本** そのとおりです。今、個別の国の状況を議論するわけにはいきませんので、今おっしゃった点を目標にしたいと思います。

- **原科共同議長** よろしいでしょうか。あるいは「個人情報・法人情報等」とか何か限定しますか。その必要はないですか。このまでいいですか。これは前議論しましたが。

- **富本** ええ、この間議論しましたので。

- **原科共同議長** では、この原案のとおりまいりましょう。

では、5ページです。(2)は同じですね。そうすると、16は先ほどおっしゃったとおり、いちばん下のところがやはり議論になると思いますが、「要項と一体の形式で、別紙に以下の記載を行う」、こういう表現になっていますが、よろしいでしょうか。どうぞ、松本委員。

- **松本委員** 2点あるのですが、これは確か、持ち越しだったと思うのですけれども、冒頭(1)の最後の1行と、(2)に「閲覧に供する」という言葉があるのですが、現地でのコピー(複写)のことについてはJICAの中で検討するというような話で持ち帰られたと記憶していて、ここは「閲覧に供する」でとどまっていますが、求めに応じてコピーができ

るかどうかということについては、何か JICA の中で結論が出ているかどうかということが 1 点目の確認です。

2 点目は、最後の「要項と一体の形式で」というところで、趣旨は前回議論したとおりだと思うのですが、書き方についてです。

○ **原科共同議長** ちょっと待ってください。では、これだけやります。ここで 1 回切ります。では、そのコピーの話はまずどうなりましたでしょうか。

○ **上條** コピーのことですが、JICA の在外事務所に何か資料を請求しにくるとか、見せて欲しいという方というのは、環境社会配慮以外にもいろいろなことがあるだろうと思うのですけれども、そこはやはり JICA 事務所は所長もいますし、その人たちが、これは求めに応じて対応することが必要だと判断すれば、それは貸与であろうが、コピーを取ればいいのではないかと思いますし、もしそれが、その判断次第で何か趣旨から外れたことで何度も何度もやってくるというような場合は断ることもあると思うのです。

ですから、環境社会配慮の場合はコピーを取るとか取らないとかということをこの文書の中で決めてしまうのもあまりよくないことだと思いますので、それはステークホルダーのかたが情報を読むだけではなく、この部分が欲しいと言われれば、それが本当にアフェクティッド (affected) の方で、意見のある方だということが判断されれば、それは事務所のほうでコピーを取って渡すという判断をすると思います。ですから、この文章上で何か記載をするとかしないということとは違うのではないかと思います。それでもし何かあれば、また異議申し立てされてしまうわけですね。やりとりがよくないということになれば。

○ **原科共同議長** では、コピーサービスがあるということ、コピーが可能だということを表現するかどうかです。表現しないでいいでしょうか、表現したほうがいいでしょうか、松本さん。

○ **松本委員** 場合によって、できるのであれば。

○ **原科共同議長** では、「求めに応じてコピーを行う」あるいは「必要に応じて」と。

○ **松本委員** それが JICA 全体のルールとしてどうなっているのかだと思うのです。世銀には、当該国の人であれば無料で得られるし、そうではない場合は有料だとか明確なルールがあるわけです。もちろんこれはウェブサイト公開があるので、そこから印刷すればということはあるのですが、要は、世銀で問題になっているのは文書が重いのです。今、世銀のあるプロジェクトの EIA を印刷しているのですが、一つの文書を印刷するのに 3 時間かかるのです。図表や写真の入っている関係で。その間、実はそのコピー機能などが一緒になっている印刷機だから、すべての業務をいったん止めないと 3 時間では終わらないという感じで。

○ **富本** これは事務所の事情にもよりますので、確認しなかったのは大変申し訳なかったのですが、大概の事務所には図書コーナーなどを設けておりまして、できるだけ現地のかたがた、あるいは関係者に対して情報を公開するというサービスを行っている部分が大き

な事務所にはあります。ただ、コピーの費用が高いなど各国の事情もありますので、そこは在外事務所の状況に応じてできるだけサービスをするということだと思います。ここでは、異議申立審議役の意見書などそういったものでしょうし、それから年次報告書ということで、年次報告書はJICAの報告書ですので、これは必要であればさらにその部数を提供するということはできると思います。意見書はそれほど大部のものではないので、閲覧して、これがどうしてもコピーを欲しいということであれば、その都度提供するということになると思いますが、すべての在外事務所で一律にやるという表現をここにするのはちょっと難しいと思います。できるだけのサービスを進めていただくということでいいのではないかでしょうか。

○ 原科共同議長 そういうことを何か文章で表現できないですか。「閲覧に供する」。「求めに応じて」というよりも、「必要に応じて」のほうがいいかもしれませんですね。

○ 富本 このままにしておいていただいて、私どもは在外事務所に対してはそのように指導していきたいと思っておりますし、あとは、ウェブサイトなどに公開しておりますので、そういったところを利用していただくということになります。ウェブサイトで見ていただいて、プリントアウトしていただければいいのではないかと思います。

ただ、問題は非常に大部にわたるもので、大部にわたる場合は事務所のコピー機を、かなり時間を取ってしまっているということがありますので、事務所にとってもかなり時間や労力を要するということであれば、ちょっとご相談ということになるかと思います。

○ 原科共同議長 今の点はいかがでしょうか。ほかにご意見はございますか。

○ 松本委員 要するに、運用上コピーについては現地の状況を踏まえて判断をする。

○ 富本 そうですね。その場合、有料ということになるかもしれません、できるだけ、少數であれば無料ということもあるのですけれども、大部になった場合にはコストがかかります。

○ 作本共同議長 「コピーその他は有償とする」としておいたほうがいいと思うのですが。

○ 富本 有償とするかどうかもまだ・・・。

○ 原科共同議長 いや、私は有償などということはやらないほうがいいと思います。

○ 富本 各事務所の状況にもります。

○ 原科共同議長 日本のサービスなのだから。サービスでしょう。だって日本はものすごい金持ちなのだから。そういうことはわきまえながらするものですよ、本当につくづく思います。

○ 富本 ここで出されたご意見をもとにして私どもも在外事務所と相談し、そういったことが起こった場合にどうするかということを含めて、具体的にサービスを提供するということはJICAのモットーですし、新しい独法化の中では顧客サービスということを前面に出しておりますので、そういった精神でやりたいと思っております。そのようにご了解いただけますか。

○ 原科共同議長 「また、必要に応じてコピーを行う」ぐらいに書いておいたほうがいい

のではないですか。

- **神崎委員** 私もやはりコピーができると、必要に応じて入手できるのだということは書いておいたほうがいいと思います。というのは、やはり国によってはその場で見るだけで、それでどうにもこうにも大量の文書ですから、それをその場で見て何かコメントをつけたりというのは非常に難しい、それが制限されてしまう国というものもあるわけです。これは「閲覧に供する」と書いてあれば、閲覧しかできないのかと思うと思います。ですので、「必要に応じて入手可能」「コピーができる」など、そういう文言というのはやはり入れていただければと思います。
- **富本** 例えば、これは「公開にする」ということでいいのではないか。「公開する」「閲覧に供する」と分けるから意味が分からぬのですが、例えば「図書館で公開する」という意味は、図書館は公開をし、かつコピーサービスもしておりますので、「公開する」ということだけであれば両方の意味が取れると思います。「閲覧」ということになると今のような限定ということになりますので、「公開する」ということであれば、その趣旨も含まれるということでいかがでしょう。今のご意見も踏まえて。
- **原科共同議長** この表現を変えるということですね。
- **富本** はい。
- **原科共同議長** 私の提案は、「閲覧に供する」の後に、「また、必要に応じてコピーも行う」ぐらいの表現をしたら、JICA のサービスがよくわかるし、スタンスが見えてくるからいいかなと思うのですが、いかがでしょう。
- **富本** そうしますと、JICA の図書館のほうはコピーはしないのかとまた議論になりますので、今の話は JICA 事務所だけに限定されていますよね。
- **原科共同議長** なるほど。
- **富本** ええ。両方とも公開という形にしておけば、両方がそれぞれできるだけ対応が違わないようにすることになります。
- **原科共同議長** そうすると、富本委員のご提案はどんな表現になるでしょう。
- **富本** JICA 図書館で公開するとともに、JICA 在外事務所においても公開するとしてはいかがでしょうか。
- **原科共同議長** 「閲覧に供する」ではなく「公開する」ですね。
- **富本** あるいは、JICA 事務所および JICA 在外事務所において公開するとしてはいかがでしょうか。
- **原科共同議長** いかがでしょう。私の言っている、目指そうとしていることは。
- **藤森委員** 今のは、JICA 図書館および JICA 在外事務所において公開するということでですか。
- **原科共同議長** JICA 図書館および、ですね。
- **藤森委員** 先ほどの松本委員のご意見はもっともだと思うのですが、この主語が「異議申立審議役は」になっているのです。これは JICA が主語ではないものですから、違う議論

をされているかなという気がするのです。要するに、「年次報告書をウェブサイトと JICA で公開する」が、この文書、この趣旨は異議申立審議役が情報公開を確保するという意味で、これを保証するという意味で書かれているので、今のコピーできるかどうかとはちょっと違うような気がするのですが、いかがでしょうか。先ほどお話はまとまったようなのですが、何か趣旨が違うような気がします。

- **松本委員** 日本語に厳しい藤森さんらしいご指摘だとは思うのですが、だとすれば細かいことはさておき、異議申立審議役が配慮するというところまではやはりこの主語でないとおかしいと思いますので、そのあとの部分については受け身に変えると。何々が公開されるというようにするということで、日本語上の誤りを正すということでいかがでしょうか
- **藤森委員** これでよろしければ、はい。先ほどの議論とだいぶ趣旨が変わりますので。
- **松本委員** はい。
- **原科共同議長** どういう表現になりますか。
- **藤森委員** 「異議申立を配慮し」・・・。
- **富本** 「年次報告書は」ですね。
- **藤森委員** 「年次報告書は」です。これが主語ですね。
- **富本** 「ウェブサイトと JICA 図書館および在外事務所において公開される」。
- **藤森委員** 「公開される」と。
- **松本委員** (1) もうですね。「意見書はそれぞれ速やかにウェブサイト上で公開され、JICA 図書館および JICA 在外事務所において公開される」。
- **藤森委員** 私どもの理解は、13 のところの情報公開はやはり、異議申立審議役が、こんなことはないと思うのですが、JICA さんの情報公開のやり方が不十分だと、またはそういったことはないと思いますけれども、そういったことが起こることがないように、審議役として情報公開を保証するという意味でこの 13 があるのではないかという理解だったものですから、JICA 全体の一般的な公開の議論と、これまでにつきりとこの項目は違うではないかという理解でおりましたので、先ほどの松本委員のご意見が間違いというのではなく、ここには違うかなという気がするのです。この辺は、文章を先ほどのように「年次報告書は」ということでえていただいて別にかまわないのですが、あくまでもこの 13 が異議申立の役割の要項なですから、異議申立審議役の役割と、制度設置要項として記載すべきことなのか、または JICA 全体の情報公開について特別に異議申立審議役の役割としての保障する情報公開の機能についてここに特記すべきかということをまず整理したうえで、皆さんによければそれでいいのですけれども、それで合意されれば先ほどのように直すということになろうかと思います。以上です。
- **原科共同議長** 今の点はいかがですか。異議申立審議役の一つの権限として、こういう情報公開について判断することですね。この表現で悪くないのではないかと思うのですが。

- **藤森委員** このほうがいいかなと思います。現地事務所で見られない、閲覧もできない場合があるのですが、これは閲覧しろと言えるわけですね。
- **松本委員** つまり最後の書き方を変えるということですね。
- **藤森委員** そうです。
- **松本委員** それとも、そのもともとの「公開する」というまで、そういうニュアンスが含まれるということに。
- **藤森委員** そうです。同じことです。
- **原科共同議長** ですから、最初の（1）でいいますと、富本委員がおっしゃったような修正で、それから藤森委員も加えておっしゃったのですが、ちょっと言います。4ページの下のところでは、いちばん下の行が、「JICA 図書館および在外事務所において」ということですね。「公開する」という表現で、これは異議申立審議役がそういうことをすると。
- **藤森委員** そのほうが、組織として審議役の権限ということではよりはっきり示されるのではないかと思いますので、JICA 全般の事務所での情報公開については、JICA 独自で別途ご議論いただいて、努力をしていただくと。不十分な場合はまた異議申立審議役のほうに申し立てをしていただくということのほうがいいのではないかと思います。
- **原科共同議長** そういたしましょうか。（1）のような形で、（2）は文章表現をそろえる。年次報告書に変わるだけで基本的な構造は同じということになりますでしょうか。ですから、（1）の修正したものとそろえていただいて、（2）は年次報告書と対象が変わることですね。よろしいでしょうか。
- **松本委員** 参考までに伺いますが、世銀のインスペクション・パネルの事務局は、実は事務局自体がホームページの運営をすることになっていて、マネジメントと分けているのです。ホームページ自体が別のウィンドウが出てきますので、明確に分けて、まさに藤森さんのおっしゃったような形で、在外事務所はしょうがないのですけれども、ウェブ上はそのように権限を分けているのですが、JICA は基本的に事務局がそんな大きくしない予定ですから、ホームページでの情報公開などは、通常の JICA のウェブの担当レベルで、コンテンツをもらったらそれをしかるべきところに公開するというやり方を取ることですね。
- **上條** 情報公開は、今ウェブサイトを見ていただければ分かるのですが、環境社会配慮ページを作ったのです。そこの中に、異議申し立てのかたのレポートが出てくれれば、そこに貼り付ける予定です。
- **松本委員** それはつまり通常のウェブを担当している、どういう仕組みでやられているか知りませんが、ほかのウェブを担当しているのと同じ水準でやっていくわけですか。
- **上條** そうです。広報チームがウェブサイト全体を管理しているのですが、例えば環境社会配慮ページでいえば、私どもが載せるコンテンツを作れば、うちが広報チームにこれを載せてくれということを依頼しまして、そして載る。ですから、この異議申し立てのことに関しても、事務局ができますのでその事務局がそのレポートを受け取ったら、後でこ

れを広報チームに流して、これを載せてくれと。そして、今の時点では環境社会配慮ページに載せるということを想定しています。

- **原科共同議長** ではこの部分はよろしいでしょうか。次にまいります。最後の、一番下の方をもう一回、松本委員、どうぞ。意見をお願いします。
- **松本委員** 書きぶりなのですが、「環境社会配慮ガイドラインに対する指摘」と書いてあるので、これは一体何だろうなというのが少し分からぬのですが。何を意図されたのか。
- **原科共同議長** 私も同感です。
- **松本委員** 協力事業に対する指摘ではなくて、環境社会配慮ガイドラインに対する指摘というように変えられたのですが。
- **原科共同議長** ガイドラインの遵守とか何かそういうのではないですか。
- **上條** これは、前回の私のメモでは、この「協力事業」のところをこのように「環境社会配慮ガイドライン」に直すという議論があったと理解したのですが。
- **原科共同議長** 環境社会配慮ガイドライン「の遵守」という言葉が要るのではないかでしょうか。
- **上條** ただ、遵守ということになると、ちょっとこの要項とは別のことなので、「遵守」という言葉は使いたくない。
- **原科共同議長** ガイドラインそのものに対する。
- **松本委員** そのようにとらえてしまいますが。あとは協力事業についてだと思うのです。ただ、環境社会配慮ガイドラインに関連して協力事業に対する指摘。
- **上條** では、「ガイドライン」を取って、「環境社会配慮に対する」にしたらどうですか。「協力事業の環境社会配慮に対する指摘」。
- **原科共同議長** 「協力事業の環境社会配慮」、それなら分かりますね。今のでいいのではないかですか。
- **上條** それであれば、例えばガイドラインの第何項の何とかということもあるかもしれませんし、そのガイドラインとはちょっと関係ないにしても、「何かこういう影響があると思います」ということがくることがあるかもしれません。いろいろなことが想定されるだろうと思います。
- **原科共同議長** 今のもので私はいいと思います。「協力事業の環境社会配慮に対する」。よろしいですか。
- **藤森委員** 異議はございませんが、JICAさんに確認させていただきたいのですけれども、「異議申立の受付期間終了後、協力事業の環境社会配慮に対する指摘がなされた場合」のこの指摘する人間は、異議申し立てについては非常に限定的になっているのですが、これはだれでもいいのですか。指摘をする者は。
- **原科共同議長** いいのではないですか。
- **藤森委員** だれでもいいと。分かりました。

- **原科共同議長** オープンに、はい。その次の行は「必要な場合は」になっていますが、ここへ来たらもう直接審議役に来てしまってもいいのではないですか。審査室が受け付けて、必要な場合というと、審査室がスクリーニングをするわけでしょう。これは要らない。
- **上條** それは審査室のほうで判断するということです。
- **原科共同議長** 審議役に渡して、意見を出すか出さないかは審議役の判断なのだから、情報を与えていいのではないですか。情報をオープンするのであれば、こういう意見がありましたと。どうアクションを取るかは別の議論です。そこでスクリーニングしてしまうとおかしいですね。
- **上條** 私の理解では、前回の議論の中で、ここはいろいろな意見がある。本当に真摯に受け止めるような意見ももちろんあると思いますが、何かよく分からぬようないい意見もあるだろう。ただただ批判だけするようなものもあるかもしれない。そういうものをすべて審議役に見てくださいというと、これは要項とはちょっと別だという扱いのこともあります。
- **原科共同議長** いや、見るのと意見を出すのは違うことだと思います。
- **上條** そこは審査室が見て、事業部ではないというところは一つの私どもの工夫した点なのですが、事業部が判断するのではなくて、審査室が見て、ここは審査室に判断させていただいて、これはやはり審議役にもちょっと意見を聞いたほうがいいなと思うことであればお聞きして、その意見を参考にして、どういう対応をしたらいいかを考えることにしたいというのが前回のお話でした。
- **原科共同議長** それはいいのかな、何か変な感じがしますね。
- **松本委員** 私も納得しないし、これはできなかつたですし。前回は確かにそこでそうなつてしまつたことは確かなので。
- **富本** ここはJICAが主語になっておりまして、あくまでJICAの判断にということを前提にしていますが、先ほどの藤森委員ではないですけれども、いろいろなかたからいろいろな指摘がありますので、その中で特にこのガイドラインを基本にして、協力事業の社会配慮に対して非常に重要な意見だということであれば、これは異議申立審議役のご意見を参考にするということだと思うのですが、そうでないものもありますので、そういったことを取捨選択させていただいたうえで審議役のご意見を伺うという意味合いで、その「必要な場合は」ということを入れていると考えています。
- **藤森委員** そうすると、また国語的な解釈になつてしまうのですが、この「必要な場合は」がかかっているのは「検討する」なのですね。
- **富本** そうです。
- **藤森委員** 普通に読むと「異議申立審議役の意見を参考に所要の対応を必要な場合は検討する」という、これが本来の語順なのですね。私が読んだときには、異議申立審議役に「こういうものが来ましたよ」ということを見せるかどうか、ここには含まれていないという理解だったのですが。先生があらかじめフィルターをかけてしまうのかと言つたので

ですが、フィルターをするかどうかここでは判断が入っていないのです。要するに、対応を検討する場合に審議役の意見を参考にすると言っているだけなので。

- 富本 そうです。ですから、対応するかどうかということをまずJICAが判断すると。
- 原科共同議長 「必要な場合は検討する」にかかるのですか。私は「参考に」かと思っていました。「必要な場合は参考にする」。これは違いますね
- 藤森委員 だいぶ意味が違う。必要な場合はでは、これは意味が違うのです。
- 原科共同議長 では、武井さん、どうぞ
- 武井 前回の委員会では、私の理解は、必要な場合は審議役の意見を聞くかどうかを判断するときに、JICAの判断として必要と思えば聞くというところにかかるというように理解していました。
- 原科共同議長 異議申立審議役の意見を聞く必要があるかどうかということですね。
- 武井 ええ。今のご指摘の部分は、かかる先は「検討」ではなく、「審議役の意見を参考に」にかかるという理解で、その判断はJICAのほうでさせていただきたいということで、前回たしかご理解いただいたと思っておりました。
- 藤森委員 これは「参考に」で「参考にし」という意味合いの動詞が抜けているので不完全な言い方になっている。
- 原科共同議長 「にして」とするわけですか。「必要な場合は異議申立審議役の意見の意見を参考にして、所要の対応を検討する」。
- 松本委員 よろしいですか。蒸し返すというよりは明確にしたいのですが、当初その異議申立審議役の意見を聞くことに対して消極的だった理由は、この機関に第三者の意見を入れることによって、もし裁判などになった場合、証拠としてそれが使われてしまうことに対するJICAの危惧というように私は理解をしていて、そうすると、逆に必要な場合というのは、JICAの危惧を排除することには全く効果はないわけです。何らかの場合には聞いてしまうですから、だとすると、あとは事務的に煩雑になりすぎるかどうかという判断で、先ほど原科先生がおっしゃったように、とりあえず意見を言うかどうかは別としても、来た意見は異議申立審議役にいったん見せることぐらいは、JICAが最も懸念しているポイントからすると、それはどちらでもいいことなのではないかという気がしたのです。
ですから、審査室が振り分けをするよりは、むしろ意見を言うべきか言うべきではないかという振り分けを審議役のほうに任せてしまっても、それはいいのではないかと思ったのです。つまり、JICAが懸念しているポイントから行くと、ここはどちらでもいいのではないかと思いましたが、そんなことはないのですか。
- 武井 私は立場上、こういうたぐいの情報がたくさん入ってくるのですが、大体生々しいです。名前とかいろいろなことが書かれていて、それをそもそもJICAの中では環境配慮と関係ないものも含めて、きちんと守るべき秘密は守って対処を内部でしています。こういう環境配慮という名目で来たものとしても、中にはいろいろなものが入っていて、すべてが自動的に審議役に見せるということになると、いろいろなことが心配されますので、

うちの中で一度見せていただいたい、これは真剣な環境配慮に対する指摘だと判断すれば、当然審議役の意見を聞きながら対応を検討していくことがあろうかと思っています。

- **松本委員** 基本的に考えなければいけない意見が来た場合は、異議申立審議役にほぼ間違いない意見を聞くであろうという前提で書かれていると解釈してよろしいのですか。
- **武井** 私はそう思っていたのですが。
- **富本** いろいろな意見がありますので、その中から環境社会配慮ガイドラインに照らして、明らかに非常に問題があるとか、指摘事項がもっともあるというようなものについて、異議申立審議役のご意見を伺って対処するという趣旨です。
- **原科共同議長** でも、それはむしろ審議役が判断したほうがいいのではないですか。環境社会配慮に対して重要な問題かどうかは。その辺が不可解です。受け付けるとともに送付するぐらいはしてもいいのではないですか。
- **富本** それは先ほど法務室も言ったとおり、何でもかんでも送付するわけにはいかないですから。
- **原科共同議長** いや、何でもかんでもあっても、そういう問題、スクリーニングというのはそれこそ審議役の機能であって、何でもかんでも、来ても、それを大変だというのは、それはもう大変なことを嫌がっていたら審議役にならないほうがいい。
- **富本** いや、今申し上げたように、それ以外の・・・。
- **原科共同議長** 機能としては、それは大事なことなのです。
- **富本** それ以外に個人の中傷とかですね。
- **原科共同議長** そういうものは分かるでしょう。審議役だって見れば、これは関係がないと。
- **富本** いや、それを審議役に見ていただくということ自体が問題があろうかということを含めて。
- **原科共同議長** なぜ問題になるのですか。だって環境社会配慮に対する指摘なのだから、環境社会配慮に対する指摘ではないと判断すれば、それは審議役にまわさなくていいのだから、何でもかんでもではないのです。
- **富本** そういう意味です。
- **原科共同議長** 環境社会配慮に対する指摘がされた場合は、だから必ず送付するということは前提なのです。環境社会配慮に対する指摘なのに、それが程度が高いとか低いというようなことで判断するのは、不適切だと思います。まるで種類が違うのと、程度が違うのとでは意味が違いますから。
- **武井** この別紙の記載のところは、あくまでもこれまでご議論いただいた異議申立制度の枠外の話ですので基本的にはJICAの方で自主的に対応を検討するのですが、ただ、これまでの委員会の議論もあって、よりJICAの自主的な対応の中できっちりできるような仕組みを組み込む意味で、受け付けを審査室にして、必要な場合は審議役に持っていく这样一个のところがたしか前回議論になって、委員会の中でお示ししてご理解いただいたと思います。

ですから、すべて審議役をかませるということで話が戻りますと、また前々回の委員会に戻ってしまうので、この別紙の記載というのは、そもそも受付期間の議論を決着させるための材料として、ここを書き直すといった経緯もありますので、これをまた審議役をかませるという前提になると、二つ前の議論の受付期間の議論にまた戻ってしまうことになるものですから、そこはあくまでも審議役に関与していただく範囲は JICA のほうで判断させていただきたいというところは変えられないと思っています。

- **原科共同議長** 審議役の機能をどう考えるかということですね。
- **富本** よろしいですか。実質的には、原科先生のご指摘のとおり、環境社会配慮ガイドラインに照らしてもっともな意見だというものについては、まさにここに書いてあるとおり審議役の意見を参考にするということだと思いますが、ただ、それを参考にしたうえで対処をどうするかということについては、あくまでもこれは JICA の判断に基づくという、主語は JICA です。
- **原科共同議長** 対応を検討するのはよろしいのですが、ですから意見を出すところで、入り口が限られてしまうと、本当は意見を出さなければいけない問題について、意見を出し損ないます。それを JICA で判断してしまっていいのか。
- **富本** それは、まさに原科先生がおっしゃったとおり、社会配慮に対して指摘がなされた場合ですから、そういう該当することについての・・・。
- **原科共同議長** 環境社会配慮に対する指摘かどうかの判断を、入り口の判断を審議役がやらないといいのでしょうかということです。
- **富本** 受付がまず環境審査室になっていますから、その前に指摘がなされた場合ということがありますので、この順番を入れ替えないと話がおかしくなってきます。受付をどこにするかというと、審査室ですので、ここでまず受け付けさせていただくということは前回までに決まっています。
- **石田共同議長** 今、原科先生がおっしゃっているのは、その受付は社会環境配慮審査室ということだけれども、異議申立審議役に行く情報というのが限られて、それが入り口が限られると、ちょっとそこの接点が違うのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。
- **富本** 違ったことを言っているとは思いません。石田さんと私の意見とはあまり変わっていないと思うのですが。
- **藤森委員** また根本的な解釈ですが、ここに書いてあるのは、申立終了後、協力事業の環境配慮に対する指摘がなされた場合、と。指摘がなされたかどうかという判断はだれがしているのですか。
- **原科共同議長** そこなのです。そこはどこなのですか。
- **藤森委員** これは、環境社会配慮室がご指摘かどうか分からぬものを受け付けて、そこで判断されて指摘をされたということになっているのではないですか。指摘をされたという判断をするということは。
- **原科共同議長** そうそう、そう読めるので。

- **藤森委員** そこでまた環境社会配慮審査室で受付と言っていると、審査室以外のだれかが判断して指摘をされたと認識をしたうえで、それをあらためて環境社会配慮審査室が受け付けて何か対策を考えると。この書き方ですと、環境社会配慮審査室は対応策を考えるためのファンクションだけに限られているような書き方なのです。指摘されるのはだれか、受け身になっているものですから、非常に役割がはっきりしない。それで今の議論になつているのではないかという気がします。
- **富本** 順序立てて言うと、いろいろな意見が出てきますから、通常であれば、JICAとしては広報チームなどで受け付けて、まず一次的にどこが受けるのかは分かりませんが、その中で環境社会配慮に関するような指摘があった場合には、ちゃんと受け付けるという行為を審査室が行うということを書いてあります。それから審議役の意見を聞くということを書いてある。そして所要の対応を検討する。これはもう審査室の機能として行うことを行つてあるということです。そこに異議申立審議役の意見を参考にするのはどういう場合かというと、「必要に応じて」ということです。
- **石田共同議長** いかがでしょうか。つまり、広報チームがまず意見を受けて、その中で環境社会配慮に関するものを社会審査室に回すという判断をする。
- **富本** 我々が審査室として受け付けるものは、まさに環境社会配慮に関する指摘のもののみです。それをうちが受け付けて、必要に応じてご意見を参考にさせていただくと。
- **原科共同議長** では、意見を参考にするという位置づけですか。
- **富本** そうですね。
- **原科共同議長** 少なくとも環境社会配慮に対する指摘かどうか、判断の段階でもう審議役がコミットできる形にしておいたほうがいいと思うのですが。
- **富本** ということは、審議役が受け付けるということと同義になります。
- **原科共同議長** 形式的には審査室でもいいです。
- **富本** ええ、審査室にさせていただいたと考えます。
- **原科共同議長** 環境社会配慮に関する指摘なのかどうかの判断はすべきだと思いますけれども。
- **富本** そして、すべてをお見せするかどうかということも含めて、実質的には・・・。
- **原科共同議長** おっしゃるように、もう明らかに関係ないものは外していいわけです。環境社会配慮に対して当てはまる場合には審議役に回す。
- **富本** これはぜひともご意見をお伺いしたいというものについてのみにします。
- **原科共同議長** 意見をもらわなくてもいいけれども、まず環境社会配慮に対する指摘かどうかの判断ということですね。言いたいのは。
- **富本** そこは審査室のほうで入れていただいてもよろしいのではないかと思いますけれども。そこで我々が何か制限するということもちょっと考えにくいと思います。
- **原科共同議長** 多分審議役としては、この格好のほうが楽です。防波堤になってくれるから。けれども、審議役の責任としては、むしろそれが環境社会配慮に関するかどうか判

断するのは、本当は責務としてあると思いますので、申し上げたのです。

- 武井 今まさに原科先生がおっしゃった、受付期間後における審議役の責務なのですが、私たちの理解だと、そこはなくて、審議役が責任を持たれるというのは受付期間前に異議申し立てがされた場合に事態の責任を負っていただきまして、終わった後は、異議申立審議役とここへ書いていますが、別な言い方をすると、JICAは外部の有識者に意見を聞きながら、JICAで対応を検討する。たまたまこの分野では異議申立審議役というかたを異議申立制度の中で委嘱していますから、そのかたを外部有識者として意見を聞くという位置づけですので、この受付期間後の対応で審議役のかたが十分に関与できなかつたら、自分が責任を果たせなかつたとお考えいただく必要は全くなくて、それはもともと JICAの責任で対処する部分です。その点は今のお話を聞いて思ったのですが。
- 原科共同議長 もう一つ、私は異議申立審議役がその制度の改善など、それに対する貢献が必要だと思いますので、そういう意味では期間を超えてきたこういう情報も大変大事な情報だと思います。そういう機能を私は考えております。
- 富本 制度については、また別途審議いたします。
- 原科共同議長 そういうこともあります。
- 富本 ええ、もちろんそれはありますが、制度はまた何年か先に改定するということについてはいろいろとご意見もあるでしょうけれども、ここはあくまでもこの文脈の流れからいくと、協力事業に対するガイドラインに対しての配慮の問題ですので、それは今おっしゃったようなシステム全体の問題とはまたちょっと切り離して、武井が言いましたように、これは異議申立審議期間外の話ですので、責任問題としては、異議申立審議役の責任は問われないということです。あくまで JICAが責任を持って対処すると。
- 原科共同議長 私としては納得がいかないところがありますが、スタートしなければいけないですから、とりあえずこの格好でやってみて、不都合が生じた場合にはまた新しいシステムの改善をお願いしたいと思います。
- 藤森委員 ここは、最後の行は「意見を参考にして」なのですか。
- 原科共同議長 そういうことですね。
- 藤森委員 そういうことになりますね。
- 原科共同議長 そうですね。
- 藤森委員 そうしないと、必要な場合は・・・。
- 武井 「必要な場合」がのところにかかるような表現では、とご提案いただきましたので。
- 藤森委員 「して」ですね。
- 原科共同議長 「して」で。「する」という動詞が入る。
- 石田共同議長 そうしますと、「必要な場合は異議申立審議役の意見を参考にして」。
- 原科共同議長 「して」、で大丈夫ですね。そうしましょう。では、最後の文は2か所修正で、一つは1行めで「協力事業の環境社会配慮に対する」という表現です。二つめは、

今のように「参考にして、」と「、」を入れて、あと「所要の対応を検討する」ということでお願いします。

では、次の申立を。

- **松本委員** 「別紙に以下の記載を行う」というのは、もう記載するものはこの3行で、これがこの要項の5ページの17の後に来るのではなく、最後のほうの何かになるという理解ですか。それとも、これをもう少し具体的に厚みをつけて、この趣旨を全く変えないまま、何か長くこの以下の趣旨を書くということですか。たったこの3行だけのことなのか、そこだけ確認を。
- **上條** これは、この要項がセットされたら、それはホームページ、ウェブサイトに載せることになると思うのですが、その要項を見るかたが、必ずこの別紙、この3行だけさらっと書くことにはならないと思いますけれども、前段でちょっと趣旨の説明などそういうことも書いたうえで、このパラグラフは必ず入れて、それを見たかたが次の異議申立の設置要項に行くという形にするということです。恐らくこの3行だけ何だかわけも分からず書いてあるということではなく、例えば「JICAはいつから異議申立役を設置しました」や「経緯はこうです」などをちょっと書いて、「ただし」というか「終わった後はこうです」ということを入れる。ですから、設置要項を見るかたは必ずこの文章は目に入るという形で載せたいと思っています。
- **原科共同議長** よろしいですか。
- **松本委員** 具体的にどのようにやるのかなというのはあれですが、とにかくなお書きのようなものはどこかにあって、少しこの辺のこういう3行を書くということになつたいきさつが書かれて、そしてこの3行が書かれるというのが、この要項と必ず一緒に見るような形のこのページのどこかに入ると。
- **原科共同議長** 日本語を後で見せてもらっていいですか。こんな感じにしますよというのを。
- **上條** それは、もしまだウェブサイトを見ていただいて、何かおかしいということがあればご指摘していただければと思いますが。
- **藤森委員** ただ、ここに「別紙に以下の記載を行う」と書いてありますので、別の紙にここに書いてあることだけ書くというのがここに記載してある内容なのですね。今お答えになったことは「別紙に以下の記載を行う」ではないですね。
- **原科共同議長** 「別紙」は要らない。
- **藤森委員** 今のお話ですと、以下の趣旨の記載を行うのですよね、きっと。このまま書くのですか。別紙にこの記載だけを書くのですか。その辺がちょっと曖昧なままなのですけれども。
- **富本** 要するに、これは要項全体についての説明書きを作りますし、それから、まさに別紙にこの記載をするのです。ただし、この記載だけでは分からぬだろうということをご指摘されているので記載については説明をするということです。記載内容は、少なくと

もこのフォローアップ委員会ではこういうものを記載してくれというご要望ですので、これはこの文言どおり必ず記載する。それに対して説明をつける、利用者に分かりやすくするということです。

- **藤森委員** 「以下の記載を行う」、これは書くとすると「記載は行う」なのですね。
- **富本** 記載を行います。
- **藤森委員** 「記載を」というと、それ以外のものが付加されるというニュアンスがないのですが。
- **富本** これはフォローアップ委員会のご意見として承る部分ですので、こういうものを記載しなさいといつてきただけで、私どもはそれを記載します。それから、それに対する説明が必要だと、これだけではわからないということであれば、説明書としてつけます。あるいはその要項全体についても説明しますし、そういう趣旨を上條に説明させたいと思います。よろしいでしょうか。
- **原科共同議長** 趣旨は十分くみ取っていただいて。
それでは、申立書の例などいろいろありますが、別添1から7まで、ある程度機械的な作業だと思いますけれども、何かお気づきの点はありますか。
- **松本委員** JBICのときに言っていたのですが、これは日本語の文章として「平成何年」と書いてあるのはいいのですが、基本的にこれは全部日本語で使うことはないので、どうもこの申立例がいつも平成で書かれていて、JBICもそうなのですが、若干違和感があります。やはりここはひとつ西暦で書くということで。
- **富本** 日本の省府あるいは政府機関では「平成」を使うということがいわれておりますが、英文の場合は当然のことながら「平成」という言葉は使わないということで、使い分けなければならないということになります。
- **松本委員** ではこの例の場合は、絶対使わないけれども、例はあくまで「平成」で書いておかなければいけないと。
- **富本** 「平成」でなければいけない。
- **松本委員** というのがお役所などのお約束。
- **富本** 例えばこれを英文で作って、英文で公開することもあるのですが、その場合には「平成」という言葉は使わないで、Year それから Month、Day と、この並べ方も国によつて違いますが、少なくともそれはちゃんとする。
- **原科共同議長** 平成と西暦を併記してもいいのではないですか。
- **富本** そこはまたちょっと検討させていただきます。
- **原科共同議長** 自治体などは並列もやっていますよね。公文書の中で。
- **藤森委員** そういう意味では、これは例ですので、英文になったときは、先ほど「参照」としていただいたところが非常に効いてきまして・・・。
- **原科共同議長** ありがとうございます。
- **藤森委員** 外国人のかたは平成など知りませんので、心配しなくても西暦しか出てきま

せんので。出てきたからといって受け付けないわけがないところなのです。

- **原科共同議長** 申立書の例ですね。
- **富本** タイですとタイの暦を使うかもしれませんし、回教なら回教の暦を使うかもしれませんし、そこはもうお任せするということだと思います。
- **原科共同議長** 小さなことですが、いいですか。これはみんな「申立書例」としていますが、「の」を入れたほうがいいのではないですか。「申立書の例」という表現にしたほうが、例だと分かりやすいのではないかと思うか。平仮名で。
- **富本** (例)ですか。
- **原科共同議長** (例)としてもいいですし、何かその例であることを強調したほうがいいのではないかと思います。そうしますと、このとおりではなくてもいいとわかりますから。では、そうしましょう。
- **神崎委員** 別添1の7の項目をJICAの「やりとり」としたほうが。
- **原科共同議長** JICAとの「やりとり」。
- **藤森委員** よろしいですか。別添2と別添3の共通なのですが、この別添2、別添3、別添4、別添5、別添6と、発信者はすべてJICA異議申立審議役なのですね。ところが、要項の下のところを見ていただきますと、(3)で「各異議申し立てについては、いずれかの異議申立審議役が担当する」と。3名のうち一人が担当するという言い方になったのですが、こここの審議役が3人の集団の意見として書くのですか。それともその担当者ことを明記しなくてよろしいのでしょうか。これは英語の場合、だれがサインするのでしょうか。「構成」のところはいいのですが、この「3. 構成」の(3)、一人が担当、主査なのか、どのが担当で、あと2行めは、「他の審議役の意見を踏まえて報告書を作成する」ということで、文責はすべて一人の審議役が持っているわけですね。
- ところが、この別添2以下につきましては、審議役については、これは3人の集合体として文書を発するという理解でよろしいのでしょうか。英語文にしたとき、サインはだれがするのですかという非常にまた、これは例文ですので、サインする人が決まらないのですね。
- **上條** それは担当する個人のかた、ですから3人のうちのどなたかお一人のかたがその人の名前でお手紙を出すということです。
- **藤森委員** そうすると、ここに審議役の個人名が記されるという理解でよろしいのですね。
- **上條** そうです。個人名があって、タイトルがあると。
- **藤森委員** そうであれば、日本語の例文についても審議役のかたのお名前を書くことにならざるをえないのではないかと思うのですが。
- **上條** その辺、「担当」という表現が。
- **藤森委員** 先ほど・・・。
- **原科共同議長** 合議制という趣旨ではなかったのですか。

- 上條 それはすべて合議ということではなかったと思います。例えば却下する場合は合議が適當だという議論はここであったと思いますが、すべて合議だという議論にはなっていなかったと思います。
- 藤森委員 書いてあるとおりに読んで、そのとおり、そうですかとお聞きしているだけですでの、このまま運用するとすれば、その担当のかたのサインなりお名前を記載することになりますが、それで皆様がたよろしいですかという確認をさせていただきたいという趣旨です。
- 原科共同議長 どうですか。合議ではないということですか。私は合議だと思っていましたが。
- 藤森委員 ただ、3のところには、「参考にして報告書を書く」と書いてありますので、合議で、集合意見（コレクティブ・オピニオン）ではないとのですね。
- 原科共同議長 参考ですね。
- 富本 確認しますと、上條が申し上げたとおり、これはあくまでも例ですので、実際の報告文書として作成するときには、異議申立審議役はだれだれということでサイン、そして印鑑を押す。ですから、担当者はだれであるかということをはつきりさせて、それは官庁でも同じではないですか。そういう確認をします。
- 藤森委員 もともとどうでもいいことですが、別添7の12ページの3. (2)、「担当部署に対応に対する審議役の意見」という、これは各部署の審議役さんですか。この異議申立審議役なのでしょうか。
- 富本 失礼しました。間違えました。異議申立審議役です。(2)は「異議申立審議役の意見」と直してください。
- 石田共同議長 ほかにご意見はありませんか。原科先生。
- 原科共同議長 私は合議制という概念だったのですが、「3. 構成」の(3)のこれでいいのかな。
- 富本 合議制ではあるのですが、どなたか担当として最終的に責任を取っていただいて、その名前で報告書を出すということで、中身についてはもちろんお三方で意見を調整していただきます。お三方で意見が異なる場合には報告書は出せませんので、最終的に合意をしていただいて、そのうえでどなたかのお名前をまず担当者ということで決めていただく。
- 原科共同議長 担当者というのは分かりますが、3人の名前を出すのかと思ったのです。
- 富本 これも一応このフォローアップ委員会でのご意見ということで承って、実際の運用でもし大きく支障が出るようでしたら、今度は審議委員会の中で審議役の間でご意見を交わしていただいたらいいのではないかと思うのですが。どうしてもその3人の連携であれば、そういうこともありますと。
- 原科共同議長 担当を引き受けにくくなってしまうと思います。
- 富本 ただ、やはりどなたかまず一度スタートしてみていただくということなのですが。
- 原科共同議長 まとめ役ぐらいなら気楽ですが、最終的にその人の責任にするといわれ

たら、どうか。

- **村山委員** 先ほど藤森先生がちょっとおっしゃった、主査というイメージが近いのではないですか。そういう意味では、書類の中に1名だけの氏名を書くではなくて、例えばその主査になった人をいちばん上に書いて、あと連名にするとか。
- **原科共同議長** 例えば学位論文審査は主査がいますが、全員が判子を押すのです。ですから、それは日本でアメリカでもそうです。アメリカでは全員がサインをします。
- **富本** そのやり方については、まだ細かく考えていましたが、今の藤森委員のご指摘は、委員または審議役という職名で書くかどうかということですけれども、これは個人名を書く。そこを連名にするかどうかということについては、ちょっと今結論を出すべきなのか、あるいは議論していただいてもかまいませんけれども。
- **原科共同議長** 特定しておいたって、担当をだれに決めるかというのはややこしいことになります。ややこしい案件はみんな嫌がって引き受けないようになってしまいますね。
- **藤森委員** ただ、ややこしい案件にしろ、あまりにも3人の意見が食い違っていて意見が出ないより、何らかの意見が出て、だれがどう言ったかという反対意見も書いて報告書をまとめたほうが親切かもしれません。
- **原科共同議長** だから、それはそれでいいのです。
- **藤森委員** 例えば審査に1年も2年もかかってしまうはどうしようもないものですから。
- **原科共同議長** その場合、私はA賛成、B賛成と分けてもいいと思うのですが、基本的には合議だったらみんなサインしたほうがいいと思います。
- **武井** 以前この点が委員会で議論になったときに、たしか吉田先生のほうからこの制度では3か月で結果を出すという制約もあるということで、純粋な合議でコンセンサスが得られるようなやり方でやってしまうと、本当に3か月でまとまるのかというご指摘もあって、事務局の案のとおり、意見はお聞きしたうえでお一人の担当のかたが3か月以内に判断を下すということでこれまで進めてきたと思います。これで今藤森委員がおっしゃったように2年や3年かかるという前提のそういうことでは・・・。
- **原科共同議長** いや、それはちょっと意味が違って、純粋な合議、十分ディスカッションする時間が実質的に難しいからという意見は分かりますが、中身は合議だと思うのです。それは議論する場を持たなくとも意見は文書で出すとか、それを踏まえるのだから。その踏まえるということは、意見を出した人の趣旨が反映されるわけですから、これは論文審査はみんなそうです。何回も何回もするわけではなく、それぞれの審査の担当に対して、最終的にはみんながサインするのです。PhDもそうです。審査はそういうものです。選挙に選ばれた人なら一人の責任でいいのです。例えば長野県で田中康夫知事がこう決めたというのならばこれはいい。しかし、審議役は違うのです。その場合に一人というのは変だと思います。そういう技術的な問題だけで一人だけというのは変だと思います。技術的に難しいから合議という具体的な議論をする場をたくさん持てないというのは分かりますが、

だから一人だというのは短絡すぎではないですか。それは別の方法で議論をして、実質的に合議ができる形を取る。だから合議したという証拠が必要なら、むしろ3人がサインして、それぞれの責任を取るという形。私は合議が主旨なのです。

- **石田共同議長** 村山委員がご提案なさっているのは、3人の名前があるけれども、だれが主査か分かるような形が適切なのでしょうか。
- **富本** ドクター論文とは少し性質が違うと思うのですが、通常の官庁等の文書では、もちろん決裁を見るわけですね。
- **原科共同議長** 日本はみんな判子ですね。
- **富本** ええ。そこでその決裁文書にはそれぞれ了解をしたという痕跡が残って、それに基づいてどこかの長なり、理事長なり、あるいは理事なりのかたが最終責任者の名前で発信をするということです。そのときに、この案件についてはだれが担当して、そしてどういうプロセスで合意を得たかということもどこかで明確にしておいて、そのうえで申し立てに対してはこの人の名前を出すということでも、先生がおっしゃっている主旨は十分保てると思うのです。そういう主旨の文書であるということであれば、どなたかのお名前一人でも全く問題はない。それ以外に何か合意書ということで3人の間で取り交わしておけば、後でいろいろな問題が起こったときには3人で合意をしたということは痕跡として残りますので、別にこの問題でその3名を書くか書かないかということはあまり議論しなくてもいいのではないかと思います。そういうことをどこかで確認する行為があればよろしいのではないかと思います。
- **石田共同議長** いかがでしょうか。
- **原科共同議長** その確認が透明であったほうがいいと思いますので、私は最後に確認の意味でも。
- **武井** 要項でどこまで規定するかということもあると思いますので、あくまでここで出ているのは例ですから、選ばれた審議役のかたでご判断いただいてやっていただければよろしいのではないかでしょうか。
- **原科共同議長** そうですね。あまり確定的にどっちかと言わないほうが。ケース・バイ・ケースでやると。では、そんなことにしましょうか。日本語は単数複数同形ですから。
- **作本共同議長** 今の審議役間でどういう協議を持つかどうかというのは、私も2回ぐらい前に質問したと思うのですが、審議役は、環境社会配慮・国際協力・法律ということで、分野を分けておられます。具体的な問題を見る場合に、これは三つが重なっているのではないかと思うのです。そうしますと、特定の案件につきまして、法律の知見を持つだけが問題解決、あるいは適当な異議申し立ての対応をできるとは限らないのではないかと思います。そういう意味で、違う分野の人たちの知識を集めたということから、3人が集まるような場を考えて合議というとちょっと行き過ぎかもしれません。審査役の独自性を尊重したいという気持ちも分かるのですが、何か事務局の支援で、3人が顔を合わせたうえでいい異議申し立ての対応を出せるような枠組みを用意して、制度上入れておいてもい

いのではないかと思うのですが。

- 富本 それは、また戻ってしまいますが、入っていると思うのです。今の作本さんのご意見は、まずその審議役を公募するうえでは、環境社会配慮、国際協力、法律の知見を有する者から選ぶということですね。ただ、それは法律の専門家だけで、国際協力の方は全く分からぬとか、環境のこととは全く分からぬということではなく、それぞれの問題をそれぞれ持っているけれども、自分はどの専門家であるということを言える方々ということですね。

それから、いざれかの方々の中から、つまりその法律のご専門かもしれないけれども、国際協力もよく知っているいらっしゃる方の中からご担当を選んで、まず審査をしていただく。そのうえで皆さんのお意見を踏まえて報告書を作成するわけですから、今のご趣旨は全部入っています。あとは、その異議申立審議役の間での会議の持ち方など、そういうことは運用上の問題になると思います。メールでやりとりをするのか、実際に集まって会議をするのかというのは運用上の問題だと思いますけれども、今のご趣旨はすべてこの要項の中に入っていると考えています。

フォローアップ委員会のレベルでは、ここまで決めていただければあとは私どもの方でそういう討論に入りまして、その上で決まった方々に対していろいろこういう委員会の意見のやりとりや趣旨をお伝えしたうえで、最終的にどういうやり方がいいかということを決めていただくということになろうかと思います。承った意見や、決めてまいりました文書というのは、当然のことながら尊重されるという趣旨です。

- 原科共同議長 それでは、今の意見をまとめますと、このとおりで今直したところまでということで、合議に関してはケース・バイ・ケースで対応して、サインの仕方等は審議役の中で相談してもらう。そうしましょうか。

それでは、資料1については終わりました。資料2が異議申立期間ですね。これは確認になると思います。では、この資料2のご説明をお願いします。

- 上條 分かりました。この13-3を見ていただきたいのですが、前回議論のあったとおりに直したことですので、ご確認いただけたらと思います。繰り返しますと、開発調査の場合ですが、事前調査結果をウェブサイトに出したところから、異議申し立ての受付期間が始まりまして、そのあと開発調査の行程としましては、S/Wを、これは公開する予定ですけれども、署名したものを公開したり、あとスコーピング、概要の検討、ドラフトファイナルレポート、ここは第1版とありますが、このような行程で来まして、カテゴリA案件を想定すれば、スコーピングか概要の検討段階でステークホルダー協議も行う。その結果を踏まえまして、ドラフトファイナルレポートを作るのですが、そこで3回めのステークホルダー協議をして、そこでやはり重要な意見が出て、これはもう本当に最後の段階なのですから、ドラフトファイナルレポートに再度手を入れたほうがいいとJICAのほうで判断した場合は、ドラフトファイナルレポートの第2版というものを作り、それを公開しまして、そこから1か月間を異議申し立ての受付期間として、そこから1か月た

ちましたら、そこで受付は終わらせていただくということです。そういうことを記載してあります。これは前回皆様と議論した結果を踏まえた修正です。無償資金の方は特に何も変わっていません。以上です。

- **原科共同議長** いかがでしょうか。
- **松本委員** 1点確認をさせてください。本当は中身のところで言うべきだったのですが、従来であれば、無償資金協力の場合、予備調査を必ずやるわけではなかったのですが、今回の場合は、例えば必要に応じて開発調査に戻すように外務省に提案するということも含まれるとなった場合に、例えばカテゴリ A のような案件で、開発調査をやったので、予備調査はなく基本設計調査に行くというケースがあるのかどうか、もし開発調査を十分やつたので予備調査は経ないでベーシックデザインに行くという場合、異議申し立ての受付開始を予備調査結果というところだけにしておいて大丈夫かどうか。これが実は土壇場に来てこういうことを言うのも何ですが、不安になったポイントです。いかがでしょうか。
- **上垣** 開発調査から来た案件につきましても、政府から要請書が来た際にカテゴリ分類をします。その時に、A もしくは B と判断された場合は、ガイドラインにのっとりまして、予備調査をかけさせていただきます。
- **原科共同議長** よろしいですか。
- **松本委員** はい。
- **原科共同議長** では、大体終わったと思いますが、いいですか。あと資料 3、4 があります。資料 3 は 4 月に国際影響評価学会 (IAIA) で発表をしたので、本当は 5 月ぐらいにお渡ししようと思っていたが、ついつい延びてしまいました。うっかりしてタイミングがずれましたけれども、国際的にも JICA のガイドラインは知られまして、学会での評価としては、なかなか頑張っているという印象を受けてもらったようです。JICA に頑張っていただきたいということです。
- それから、7 月号の「環境と公害」、これは岩波から出ている雑誌で、この専門分野では 30 年以上の、もっとも長い専門誌だと思うのですけれど、その雑誌に先月紹介しました。これも私は少し褒めてありますが、期待しているということで最後を締めています。随分いい改善点があったと書いていますので、ぜひそういった点を踏まえて良いものにしていただければと思います。以上です。
- では、大体これでよろしいでしょうか。
- では、今日の審議事項は終わったということですね。
- それでは、これでそろそろ閉じさせていただきます。その前に企画・調整部長がお替わりになったということで、今日、お見えになっておりますので、一言お願いします。
- **水上** 今月着任しました水上でございます。いろいろとまた教えていただいたり、お世話になると思います。よろしくお願ひいたします。
- **原科共同議長** それでは、大変よいガイドラインになってきたと思いますので、一言最後に。

○ 水上 私自身もまだこれ自身勉強している最中で、今の最後にあったような質問をされて答えられる能力もありませんが、前から特に環境の問題や環境社会配慮という問題について、ODA の中の重要性は認識しておりますし、そういう意味では、もう 1 年半以上前ですか、2002 年の 12 月から 20 回近くいろいろな形で議論していただいて、いいものができたというように富本から聞いておりますし、私どもの仕事はこれをいかに円滑に実施して、実施することが目的ではなく、結果として日本の ODA をいいものに、喜ばれるものに、役に立つものに、あるいは害のないものにしていくことだろうと思っております。JICA 自身も環境ということに関しては、もうご案内のとおり、今 ISO14001 を取得する努力をするということで、独立行政法人になって何か変わらなければいけないということの一つとして、そうしたものを得られる団体になってやっていこうと思っております。

フォローアップ委員会は本日で終了すると聞いていますが、今後ともこの面についていろいろとご指導、あるいはせっかく自分たちが作ったものがこんな扱い方をされている、きちんと生かされていないのではないかということがあれば、ご遠慮なく言っていただく、あるいは、参加されていないかたがおっしゃってもかまわないのですが、特にこの策定にかかわった人にはそれを大きな声で言う権利があると私は思っていますので、また私たちもそれを聞きたいと思っています。時には「よくやっている」というお褒めの言葉を頂いてもいいと思っているのですが、そういう形でまたコミュニケーションを図っていきたいと思っております。長い間ありがとうございました。

○ 原科共同議長 それではよろしくお願ひいたします。2 年弱の間に改定委員会 19 回、それからフォローアップ委員会 13 回、合わせて 32 回でした。アテネオリンピックでの日本のメダルの数にはちょっと足りないですが（笑）、32 回です。大変長い間かかりまして、皆さん本当にいろいろな立場のかたに集まっていたので、専門家、学識者といわれる人たち以外に、JICA の担当のかた、それから NGO のかた、それから関連行政機関のかた、皆さん責任ある立場のかたがたに参加していただいたので大変よかったです。それからコンサルタントや JBIC、実際にそういったことをされるかた、関係者がみんな集まつたということで、私はこのガイドライン自体は大変に水準の高いものができたと思っております。

運用に対しても、今そのための仕組み作りでフォローアップ委員会で随分議論してまいりましたが、これも私はいいものができたと思っております。本当にこれが動くかどうかで、今部長がおっしゃったとおりです。ぜひ良い方向に運用していただければと思います。

では、これで締めさせていただいていいですか。それでは、長い間皆さん、どうもありがとうございました（拍手）。

午前 11 時 10 分閉会